臨床研修制度と認定（専門）医制度との関連*1

岩　﨑　　榮*2

1．臨床研修制度と認定(専門)医制度との関連

日本における卒後臨床研修や専門医・認定医の研修を含む生涯研修は，制度的には，戦後の1948年に実施修練制度（インターン制度）の導入が医療法第17条に規定されたことで嚆矢とする．1968年医師法の改正により実施修練制度が廃止されたことにより，それに代る臨床研修制度が新たに発足したことになる．

この改正は，いわゆるインターン制度における実施修練生の身分・処遇が不安定であることなどの問題が提起され，種々の討議の結果行われたとされているが，この改正により，医学部卒業後，ただちに医師国家試験の受験資格が与えられ，医師免許取得後2年以上の臨床研修を受けることが努力規定として法制化されたものである．

この制度化における臨床研修ではプライマリ・ケアを研修することを研修目標として，これまでいわゆるローテート研修方式や総合診療方式，スーパーローテート方式などが提唱され，今日までに至っている．

しかし，近年免許を取得した医師の大多数が次第に専門医指向となり，基本的臨床能力を身につけること，つまりプライマリ・ケアの研修を十分に身につけることなく，専門医コースへ直接進む傾向となってきている．

このことは現行の臨床研修制度の不備への批判から出たというよりも，医学・医療技術の進歩に伴う医学専門領域の細分化の傾向による影響が強く，ことに各医学会における学会認定医(専門医)制度の普及発展と深く関わりをもっていると考えられる．

医学部（医科大学）卒業直後の免許取得後の医師の約8割が医学部（医科大学）の附属病院において臨床研修をしている現状であり，しかもその附属病院での臨床研修が大部分ストレート研修方式をとっており，プライマリ・ケア研修をとっているのはごくわずかである．

平成2年6月の国立大学協会，医学教育に関する特別委員会からの「大学病院における卒後臨床研修」中間報告[1]においても，大学病院での卒後臨床研修について改善すべき点として，ローテート方式の導入，医学の社会的側面に関する教育，医療ニーズへの対応，幅広い研修の環境整備などを指摘している．

この報告の中に学会認定医（専門医）との関係について重大な記述がなされているので参考までに全文を掲載しておきたい．

専門化と広い基礎教育との調和と題して，「現実の問題として，一方では専門分化とその中でのレベルの向上が必要であるし，他方では，その高さを支える基盤を広くすることが必要であることはいうまでもない．医学の基礎から臨床まで広く学ぶ学部教育は別として，卒後急激にその学習領域を狭めて細分化された専門分野に所属する仕組みで成長した医師は，多くの診療スタッフを擁する大学病院や，それに準ずる大病院では医療チームの一員として，高度の能力を発揮できるとしても，その他の医療の場では医師として十分な機能を果たし得ない恐れがある．この問題の解決のためにはまず学部教育での臨床実習の強化が必要であるが，学会認定（専門）までを目指す研修医も，卒直後臨床研修において広い基盤を構築するため関

*1 The Relationship between Postgraduate Clinical Training and Board Certification System of Specialty of Physicians

キーワーズ：臨床研修制度，認定（専門）医制度，基本的臨床能力

*2 Sakai IWASAKI　日本医科大学医療管理学

連診療科へのローテーションなどを含めた研修を実現することが必要で，その両者の調和の上に始めてより優れた卒後臨床研修が可能となろう．」と．

現実とは裏腹に，このような報告書をみる限りにおいて，大学病院における卒直後臨床研修での基本的臨床能力を身につける研修の必要性について強調されてはいる．

しかし，多くの大学病院では前述のように，ストレート研修が大部分で，しかも，学会認定医(専門医）資格の取得を目指すことが，臨床研修の中から目標とされている．

このことからは，臨床研修での基本的臨床能力が十分に身につかないままに，専門研修に移行してしまっているという批判は免れない．つまり，学会認定医（専門医）の受験資格を得るためにのみ専念する研修となっていて，真のよき臨床医を作るような研修とはなっていないということである．

あくまで卒直後の臨床研修は，医師への道の第1歩であること，どのような診療科の専門医になろうとも，すべての医師にとって最低必要であるということを再認識すべきであろう．

このことについては，日本学術会議，地域医学研究連絡委員会から平成6年2月25日に出された地域医学研究連絡委員会報告―医師卒後臨床研修の改善について―[2]の中でも述べられている．

本報告書では，「医学部を卒業し，将来診療に携わろうとする場合，医師免許を受けた後，2年間の研修を行うものとする．基礎医学系に進んだ者も将来診療に携わろうとする場合，その時点でこの研修を受けられるようにすべきである．また，臨床系の大学院に進学する医師もその前にこの研修を終了することが望ましい．」としている．

また，厚生省の医療関係者審議会臨床部会では，平成2年11月20日の「臨床研修改善専門委員会最終報告」[3]をうけた形で，この提言を具体的に実施に移すべき方策について専門委員会を設けて検討を加えた結果として，「臨床研修機能小委員会中間まとめ」[4]という形で具申した意見書の中においても，「若い医師の間に，医師として幅広い基本的素養を身につけることなく，研修の早い時期から専門性に走る傾向のあることを否定できない」とした上で，「臨床研修は，医師としての第一歩を踏み出し，その後の医師としての方向性を決める上で重要な時期である」と臨床研修制度の位置づけを明確にしている．

そして，さらに今後，臨床研修終了の評価はその後の医師の研修制度，例えば認定（専門）医資格取得のための前提となる制度を確立するためにも必要となるとして，学会認定医制度との移行について，内科・外科等基幹科目については臨床研修終了を資格取得のための必要条件として組み入れるべく調整が必要であると具申しているのである．

2．学会認定（専門）医制の現状

わが国で認定（専門）医制を巡る問題がクローズアップされてきたのは昭和61年からである．ことに，この年に厚生省が「診療科名等の表示に関する検討委員会」報告書を出して以来，にわかに認定（専門）医問題が活発に論議されるようになった．

この報告書の中で取扱われた診療科名を3つの群に分け，第1群は基本的な科目，第2群と第3群を専門的な科目として，その標榜には認定医を前提とするというものであった．

この報告書はある意味では功罪半するものとなり，学会認定（専門）医制の設立に拍車をかけた一方で，認定（専門）医制の発足を急ぐがあまり，安易な研修方法が認定方式となったきらいがあり，極端な場合には，学会費を支払ってある一定期間学会員であれば自動的に認定されるといった学会認定（専門）医制さえ誕生した．

このような経緯への批判が高まる中で，従来から設立されていた学会認定医制協議会(昭和55年設立)と日本医師会，日本医学会が昭和61年8月に三者懇談会を開催して，学会認定（専門）医の表示の問題，生涯教育の問題，臨床研修の問題など種々の問題点について話し合うための第1回目の会合が持たれるに至った．

このような過去の経緯については医学教育白書1990年版に詳細に報告されているので今回は重複をさけ，最新の情報についてのみ述べておくにとどめたい．

学会認定医制協議会がスタートした昭和55年

当時，認定医制をもつ学会は検討中を含めて23学会であったが，平成6年1月末現在では46学会となっている（表1）[5]．

ただし，この協議会が日本医学会に加盟していることが前提となっていることもあって，加盟以外の学会においても認定医制を発足させたり，検討中の学会もいくつかある．

学会認定医制協議会においては基本的領域診療科を次のように定めている．

〈内科系〉　内科，小児科，皮膚科，精神神経
〈外科系〉　外科，整形外科，産科婦人科，耳鼻咽喉科，眼科，泌尿器科
〈その他〉　麻酔，医学放射線，病理，臨床病理

これらの基本的領域診療科については，「認定医の公認に関する三者懇談会の見解」により実施されている公認は現時点における第一歩であり，対象にあげられた基本的診療領域の14学会以外の認定医についてはできるだけ早く公認の実現に努力することの申し合わせが学会認定医制協議会においてなされている．

なお，公認の対象となるのは，基本的診療領域担当学会部会構成の14学会の認定医制度で，次の4条件を満たすことになっている．

①現行の医療法で規定されている診療科名およびその領域を担当する学会の認定医
②本来（通常）の認定は試験制によるもの
③すでに本来（通常）の認定を行っているもの
④　認定更新制度を実施している

認定医の公認については，公認は1人については1つだけの認定に対して行われるもので，学会間での複数学会の認定を取得しているものは，自ら1つだけ公認を受ける認定医を指定し，公認を受けない認定医の学会へその旨を通知しなければならないようになっている．この措置は当然のことと受けとめられる．

また，学会認定医制協議会と日本医師会，日本医学会の三者懇談会による協議において，医療法に基づく診療科名表示の問題と認定医の表示とは切り離すこととし，認定医の表示は医療施設内にとどめるとしているほか，認定医の公認と医療保険点数など診療報酬とは関連しないものとするとの見解をとっている[5]．これも現時点では当を得た見解である．

ここに参考として，学会認定（専門）医制を設けている学会の中で，学会認定医制協議会が定めた基本的領域診療科の学会名を含む学会認定（専門）医制概要について表にして示しておく（表2）．

ともあれ，わが国においては，専門医・認定医制度の発足は欧米先進国はおろか，開発途上国からさえ立ち遅れている現状であるが，ここ10年来，各学会において独自に制度を作り，ようやく，診療科名表示や診療報酬との関連はないことの確認の下で，制度化が着実に進んでいるようである．

最後に繰り返し述べておくが，前述の認定のための4つの条件に加えて，認定医（専門医）制が卒直後の臨床研修制度との関連において，臨床研修を経て，そこで十分に基本的臨床能力を身につけて，次の段階としての各学会の認定（専門）医制へ移行していくこと，そのような条件を付加することが，是非必要であることを強調しておきたい．

文　献

1) 国立大学協会：大学病院における卒後臨床研修，医学教育に関する特別委員会中間報告，平成2年6月
2) 日本学術会議：医師卒後臨床研修の改善について；医師卒後臨床研修の改善について，平成6年2月25日
3) 厚生省医療関係者審議会臨床研修部会：臨床研修改善専門委員会最終報告―卒後臨床研修の今後の改善について―．平成2年11月20日
4) 厚生省医療関係者審議会臨床研修部会：臨床研修機能小委員会中間まとめ，医療関係者審議会臨床研修部会意見書，平成3年9月13日
5) 学会認定医制協議会：学会認定医制協議会概報，平成6年（1994年）3月，（社）日本内科学会内

＊　　＊　　＊

表 1. 学会認定医制協議会加盟学会別　認定医・専門医等の認定医の現在数一覧表

（平成 6 年 1 月現在：概要掲載順）

学会略名	名　称	現在医数	過渡的措置による認定	通常の認定	備　考（経過処置の期間・終了年，その他）
麻酔学会	麻酔指導医	3,276名		3,276名	
医学放射線学会	放射線科専門医	2,673名	414名	2,259名	経過措置終了（1971年）
皮膚科学会	認定皮膚科専門医	3,460名	1,270名	2,190名	
脳神経外科学会	専門医	3,701名		3,701名	
神経学会	認定医	2,524名	514名	2,010名	経過措置終了（1991年12月）
内科学会	認定内科医 認定内科専門医	31,450名 2,667名	25,203名	6,247名 2,667名	経過措置終了（1991年度） 専門医の経過処置はしない
温泉気候物理医学会	認定温泉医	97名	97名	0名	経過措置：1994年 4 月まで
形成外科学会	認定医	820名		820名	
病理学会	認定病理医	1,446名	858名	588名	経過措置終了（1983年）
臨床病理学会	認定臨床検査医	281名	184名	97名	経過措置終了（1983年）
小児外科学会	認定医 指導医	291名 154名	 129名	291名 25名	
外科学会	認定医	22,841名	14,004名	8,837名	経過措置：1999年12月まで
リハビリテーション医学会	専門医　コース① 認定臨床医	483名 4,698名	16名 4,661名	467名 37名	 一部経過措置：1995年 3 月まで
胸部外科学会	認定医 指導医	2,885名 688名	2,017名 688名	838名 0名	経過措置：1997年まで
整形外科学会	認定医	9,973名	7,861名	2,112名	経過措置終了（1989年 2 月）
眼科学会	専門医	7,639名	6,118名	1,421名	経過措置終了（1991年 3 月）
耳鼻咽喉科学会	認定専門医	7,106名	5,830名	1,276名	経過措置終了（1991年 3 月）
消化器外科学会	認定医 専門医	9,790名 170名	8,917名	873名 170名	経過措置：1994年 6 月まで 〃　なし
小児科学会	認定医	11,045名	9,622名	1,423名	経過措置終了（1991年 3 月）
心身医学会	心身医学科認定医	564名	394名	170名	経過措置終了（1988年 6 月）
救急医学会	認定医 指導医	1,697名 151名	 106名	1,697名 45名	 経過措置終了（1993年12月）
産婦人科学会	認定医	11,932名	11,623名	309名	経過措置終了（1993年 3 月）
消化器病学会	認定医	9,622名	8,272名	1,350名	経過措置：1994年 3 月まで
リウマチ学会 リウマチ財団	認定医 登録医	1,132名 2,231名	258名	874名 2,231名	経過措置終了（1992年） うち指導医＝182名
アレルギー学会	認定医 認定専門医 認定指導医	1,204名 375名 254名	1,045名 375名 254名	159名 0名 0名	経過措置終了 経過措置：1994年 3 月まで
泌尿器科学会	専門医 指導医	3,359名 1,414名	3,066名 1,285名	293名 129名	
消化器内視鏡学会	認定医 認定専門医	6,820名 1,750名		6,820名 1,750名	 うち指導医＝518名
気管食道科学会	認定医	1,929名	1,877名	42名	経過措置終了（1993年 6 月）

表1. つづき

肝臓学会	認定医	2,372名	2,372名	0名	経過措置：1994年3月まで
老年医学会	認定医	1,576名	1,544名	32名	経過措置：1994年3月まで
血液学会	認定医	1,581名	1,400名	181名	経過措置終了（1992年1月）
胸部疾患学会	認定医（内科系） ～　（外科系）	1,540名 246名	1,300名 230名	240名 16名	経過措置：1994年3月まで
循環器学会	認定循環器専門医	5,699名	5,139名	560名	経過措置：1994年3月まで
糖尿病学会	認定医 指導医	1,664名 400名	1,601名	63名 400名	経過措置：1996年3月まで
内分泌学会	内分泌代謝科 （内科）専門医 （小児科）専門医	 801名 75名	 786名 74名	 15名 1名	経過措置：1996年3月まで
大腸肛門病学会	専門医 指導医	1,017名 625名	989名 625名	28名 0名	経過措置：1990年開始～10年間
核医学会	核医学認定医	815名	789名	26名	経過処置終了（1992年9月）
超音波医学会	認定超音波専門医	1,114名	1,000名	114名	経過措置終了（1993年6月）
腎臓学会	認定専門医	1,758名	1,739名	19名	経過処置：1996年3月まで
輸血学会	認定医	110名	100名	10名	経過措置終了（1993年3月）
人類遺伝学会	臨床遺伝学認定医	213名	213名	0名	経過処置：1994年3月まで
産業衛生学会	専門医 指導医	0名 284名	0名 284名	0名 0名	制度施行は平成4年4月から 経過措置：1996年まで
呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医	339名	339名	0名	経過措置終了（1993年6月）
小児神経学会	認定医	600名	600名	0名	
東洋医学会	認定専門医	5,968名	5,968名	0名	経過処置：1994年で 1995年から試験を実施
累　計		203,384名	144,058名	59,192名	

付記　①　加盟中概要未掲載は日本精神神経学会のみ

表 2. 学会認定(専門)医制概要一覧

(平成 6 年 1 月末現在)

学会名 / 事項		日本麻酔学会	(社) 日本医学放射線学会
制度の名称		日本麻酔学会麻酔指導医制度	放射線科専門医制度
制度の発足年月		昭37. 4 .11	昭41. 4 . 1
運営担当機関名(委員構成など)		麻酔指導医認定委員会 委員長は前々会長がなる 委員は約16名(口頭試問・実地審査時 6 名追加) (認定された指導医の中から)	放射線専門医認定委員会 担当理事 2 名(うち 1 名委員長, 1 名認定更新担当)と地区委員計18名, 地区委員は評議員の意向, 専門分野などを考慮して理事会で決定
研修施設指定の有無 ある場合(指定方法/種別/名称など)		麻酔科標榜医の研修のため「指導病院」を認定 ①麻酔科の長が麻酔指導医で, 片寄らない麻酔の実施ができる病院 ②施設長が申請し委員会で審査する. ①の条件が欠ければ指定を取消す ③施設認定料:10,000円, 登録料 20,000円	①修練機関(専門医 2 名以上) 申請を認定委員会→理事会で決定 2 年ごとに更新(年次報告による審査) ②修練協力機関(専門医 1 名以上) 修練機関より申請, 2 年ごとに更新(なお, 期間については再検討中) ③施設認定料 なし
指導医指定の有無 ある場合資格など		委員会が認定した「麻酔指導医」のみ	修練および修練協力機関には認定された専門医がいること(研修施設の項参照)
認定医関係事項	研修年限(指定コースや手続きの有無など)	会員年数 4 年以上で麻酔専従 5 年以上の研修歴と麻酔科標榜医をもっていること 但し, 小児病院, 集中治療部, 救急部, 手術部, ペインクリニック等の勤務者は 1 年以上の一般病院での麻酔専従歴を要する (麻酔科標榜医は医療法に基づいてなされるので,「指導病院」の麻酔科で 2 年研修すれば, 厚生省に申請し許可される)	①研修年限 5 年以上, ②主任指導者または施設長の出す研修証明書が受験資格に必要. ③現在旧制度(平 6 まで)と新制度(平 2 . 第一回試験実施). ④新制度では研修 3 年で一次試験, 一次試験合格後 2 年間の研修で診断(核医学を含む). 治療に分けて二次試験を受験. ⑤新制度第一段階の 3 年間の研修には厚生省の指導する臨床研修が可能となるよう配慮する.
	認定方法(審査方法/試験方法/それらを受けられる資格など)	①筆記試験(受験料 10,000円) 会員年数 2 年以上, 麻酔科標榜医を有し, 研修歴 3 年以上のもの ②口頭試問(受験料 10,000円) 会員年数 4 年以上, 研修歴 5 年以上で筆記試験に合格しているもの ③実地審査(受験料 10,000円) 上記の①と②に合格したもの ④上記の①と②と③に合格したものを認定する	旧制度:口頭および筆記試験, 5 年研修終了後, 診断・核医学・治療の 3 部門を受験. 部門別認定はしない. 受験料 20,000円. 新制度:一次試験;筆記試験. 3 年研修終了後, 臨床放射線医に必要な基礎的事項を試験する. 受験料 30,000円, 合格証のみ. 二次試験;口頭, 一次試験合格後 2 年の研修. 診断(核を含む)と治療に分けて試験する. 放射線科専門医となる(分離認定ではない). 受験料 30,000円.
	名称(最初の設定年月)	日本麻酔学会麻酔指導医(昭38. 3 .31)	放射線科専門医(昭44. 3 .30)
	証書の発行(合格発表方法/認定料など)	認定証を発行 会誌「麻酔」に発表 登録料 20,000円	合格者は学会誌に発表, 認定証を発行する. 認定料なし.
	発足に伴う過渡的措置		・昭46. 4 以降は通常の試験による認定のみ
認定更新制度年限, 方式など		平成 3 年 4 月 1 日より実施. 期間は 5 年間. ・指導医, 指導病院とも認定更新. 審査料 10,000. 登録料 10,000円 ・第 1 回認定更新は平成 8 年 4 月	平成 3 年 5 月末により実施. 期間は 5 年間. 取得した単位数による審査(規則は別に定める). 審査料は別に定める
その他		・麻酔科の教授は原則として「麻酔指導医」であること	専門医有志による「放射線科専門医会」がある.

表2．つづき

学会名 / 事項		（社）日本皮膚科学会	日本脳神経外科学会
制度の名称		日本皮膚科学会皮膚科専門医制度	日本脳神経外科学会専門医認定制度
制度の発足年月		昭41．5　改正 昭51．6　再改正 昭62．4	昭41．10．13
運営担当機関名（委員構成など）		専門医委員会4名（全部理事） その下部機関　資格審査小委員会（9名） 研修小委員会（9名） 生涯教育小委員会（9名） 試験小委員会（9名） 各委員長は専門医委員会委員	専門医認定委員会 任期2年 指定訓練場所の脳神経外科専従者の長より選出
研修施設指定の有無ある場合（指定方法・種別・名称など）		あり ①各病院長よりの申請を資格審査小委員会が査定 ②指導医は必ず専門医であること ③指定の研修項目により，皮膚科以外も含め広く研修 ④研修結果は指導医より報告 ⑤その研修結果に基づき今後の専門医を決定	訓練施設 専門医認定委員会が審議する 毎年審査する
指導医指定の有無ある場合資格など		皮膚科専門医であり，3年毎に改定申請すること 交替の場合も申請すること	
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	①5年以上の皮膚科臨床経験 ②学会主催講習会（1コース10単位）学会発表（1回5単位），原著発表（1編10単位）総計150単位以上を必要とする（それぞれ最高限の制限あり） ③研修終了証明書（研修施設指導医発行のもの） ④専門医認定試験合格	指定された訓練施設で6年以上 脳神経外科専攻であること 会員歴　4年以上
	認定方法（審査方法・試験方法・それらを受けられる資格など）	①上記4項目を完了した者を審査決定 ②費用　認定審査料　20,600円 認定料　30,900円	・受持100症例の一覧を提出のこと（腫瘍20例，動脈瘤および動静脈奇形20例，外傷，奇形，定位手術20例を必ず含めること） ・専門医認定委員会で受験資格を審査する ・筆答試験（MCQ方式），口頭試問 ・手数料　50,000円
	名称（最初の設定年月）	日本皮膚科学会認定皮膚科専門医（昭42年）	日本脳神経外科学会専門医（昭42年）
	証書の発行（合格発表方法・認定料など）	証書発行 認定料　昭和55年まで　10,000円 昭和56年より　30,900円	専門医認定証を発行　登録簿に記載 認定料　70,000円
	発足に伴う過渡的措置		
認定更新制度年限，方式など		6年毎に更新，単位取得制（実績150単位を取得）自己申告制，手数料20,000円	6年毎に更新
その他		すでに専門医を取得したものも6年毎に更改する義務があり（別に定める実績単位150単位を取得すること）．更改できなければ専門医資格を抹消する．	・発足当初の2年間は書類審査のみで認定を行ったが，以後試験による認定を行っている ・昭62．1より専門医に対し生涯教育のクレジット制を採用している（6年間に180点） ・昭62．10より認定医を専門医と名称変更

表2．つづき

学会名 / 事項		日本神経学会	（社）日本内科学会
制度の名称		日本神経学会認定医制度	日本内科学会認定内科専門医制度
制度の発足年月		昭43．4．1発効・実際の発足45．4．1	昭43.10．1
運営担当機関名（委員構成など）		日本神経学会認定委員会（現在19名） 委員は理事会で選任し，委員の互選により委員長をえらぶ．任期2年　再任可	内科専門医制度審議会（制度全体を担当） 担当理事3名＋地区委員＝31名 審議会○○地方委員会（全国で10委員会） 審議会委＋地区の関係者 資格認定試験委員会（試験などを担当）
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		原則として1年間の神経疾患の入院患者が100以上の施設とし，施設に臨床神経学的検査設備（脳波，筋電図，神経放射線学的検査など）を有し，定期的な教育作業(CPCなど)，神経疾患患者の剖検を行っている施設という細則規定があるが現在研修施設の指定は行っていない．	①教育病院，教育特殊施設 申請を　地方委→審議会→評議員会 年報提出義務，2年ごとに更新 大学病院80，一般病院279（平成5年度） ②教育関連病院 各地方委員会が認定する（384施設） ①で研修2年後から利用する ③施設認定料はない
指導医指定の有無ある場合資格など		検討中	・研修施設に常勤の会員で一定規準を満たすものを施設より申請 ・①認定施設の指導医にのみ審議会より指導依頼状を出す（期間2年） ・認定内科専門医はすぐ指導医になれる
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	・大学卒後，4年間の研修で臨床神経学と診断的基礎に必要な関連領域を修得したもの ・受験時に満2年以上の会員歴を有すること	・認定内科医：①施設で3年以上，または①施設で2年以上＋②施設＝計3年以上 ・内科専門医：認定内科医で内科研修歴①施設3年以上＋②施設＝5年以上 大学院コースは①施設の2年を加えた計6年 ・内科全般の研修のため開始時に手続きが必要
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	・試験年1回，MCQの筆答，組織写真・図表などを用いてのMCQ筆答および口答の3種の試験に合格すること ・受験料　20,000円 ・受験者自身が受持った入院患者から神経疾患の種類および症例概数，経験した疾患名および検査を所定用紙に記入し，そのうち代表的な症例5例のサマリーを申込み時に提出する	・認定内科医の試験：MCQのみの筆答試験，受験時会員で受付入院患者18（全般にわたること），外科転科3，剖検3例の記録提出 ・内科専門医の試験：MCQのみの筆答試験．受験時会員歴3年以上で認定内科医認定後の受持入院患者18，外科転科2，剖検2例の記録と学会発表2抄録を提出 ・両試験とも受験料　30,000円
	名称（最初の認定年月）	日本神経学会認定医（昭50．7）	日本内科学会内科医（昭60年より実施） 日本内科学会内科専門医（昭48.12.11）
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定証を発行 機関誌「臨床神経学」に公表 認定証発行に際し手数料　10,000円	認定内科医，認定内科専門医の試験合格者全員に認定証を発行 会誌に発表 試験合格者は認定料なし
	発足に伴う過渡的措置	昭45発足時にはなし． 昭64．1．1より平成3．12.31まで毎年1回，本学会会員歴および神経内科医としての診療歴がそれぞれ通算10年以上有する者に対し，経歴審査により認定する移行措置を実施	・内科専門医の認定には経過処置はない． ・認定内科医の認定については，平成3年12月で終了．
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新　平成4年4月より実施 単位取得制 関連学会の企画を含み，50単位を取得すること，そのうち30単位以上は本学会総会・地方会への参加，または生涯教育講演会への参加による．	5年毎に更新　第1回は平成5年度 単位取得制 関連学会の企画を含み，50単位を取得すること，うち，内科学会の企画に参加した25単位を含むこと．
その他		・日本神経学会認定医制度に関する規則および細則が運営の基本	・運営は「手引き」（慣習法的なもの）による ・認定内科専門医による内科専門医会がある

表2．つづき

学会名 / 事項		日本温泉気候物理医学会	日本形成外科学会
制度の名称		日本温泉気候物理医学会認定温泉医制度	日本形成外科学会認定医制度
制度の発足年月		平成元．4．21	昭53．3．17
運営担当機関名（委員構成など）		認定温泉医認定委員会（委員7名） 委員は認定温泉医（理事）の中から選出，評議員会の議を経て理事長が任命する．	認定医認定委員会(15名)，構成は理事長の指名5名，認定医である評議員から選出10名． 認定施設認定委員会（8名）
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		研修施設 ①温泉治療を主要目的の1つとする施設であること．②温泉治療施設一般，物理療法施設一般，機能訓練室，医学図書室（特に内外温泉医学関係図書および雑誌を備えていること）の設備を有すること ③指導医が在籍していること．	形成外科研修については，学会が認定した研修施設，あるいは，これと同等以上と認めた国外の施設とする． その他の外科系研修については厚生省の定める医師研修病院またはこれに準ずる病院とする．
指導医指定の有無ある場合資格など		認定研修施設に勤務する認定温泉医の中から認定温泉医認定委員会により指名された者を指導医とする．	なし
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	①会員歴3年以上で温泉療法医教育研修会の全過程を終了し，温泉療法医の資格を取得後 ②さらに3年以上の温泉医学の研修を認定施設で行う（計6年）	①形成外科研修6年以上を行ったもの ②外科系研修2年以上に形成外科研修4年以上行ったもの あるいはこれと同等以上の研修を終了したと認定委員会が認めたもの．
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	申請資格①，②の研修年限を終了． 温泉医学に関する学会報告抄録または論文（いずれも筆頭者であること）を1編以上提出，試験に合格	〔認定方法〕 ①提出書類（第21条）について細則第18条を充足しているか否かを確認する ②上記を充足している申請書に，日本形成外科学会認定医教育目標の規準に基づいて，形成外科一般知識に関する筆記試験ならびに研修記録およびそれに関連した口頭試問を行う． ③合格は筆記試験と口頭試問の総合判定により決定する．
	名称（最初の認定年月）	日本温泉気候物理医学会認定温泉医（平2．4．13）	日本形成外科学会認定（昭54．3）
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定温泉医証を交付し，本学会の認定温泉医登録簿に登録する 審査・登録料　30,000円	認定証を発行 形成外科学会誌に発表 登録簿に記載・登録料　30,000円
	発足に伴う過渡的措置	認定温泉医制度発足日から5年間は資格取得条件に関し特例を設け，書類審査により認定，但し，温泉療法医の取得は1994年3月で終了	平成3年5月改訂，平成3年度申請者より適用．それ以前の申請者は改定前の制度で認定．
認定更新制度年限，方式など		5年単位毎に更新．第1回は平成7年4月 単位取得制（研修・関連学会を含む）及び審査	6年毎に更新 単位取得制（研修・関連学会を含む）及び審査
その他			・運営は細則，内規，手引きによる ※症例の指定項目11項目中8項目を満たすこととし，又研修記録について口答で説明を求め，併せて形成外科的一般知識について筆記試験を行う．

表2．つづき

学会名 / 事項		日本病理学会	日本臨床病理学会
制度の名称		日本病理学会認定病理医制度	日本臨床病理学会認定臨床検査医制度
制度の発足年月		昭53．4．6	昭54．1．1
運営担当機関名（委員構成など）		認定病理医制度運営委員会（12名） （病理業務委員長，教育委員長 理事2名，評議員8名） その下部機構として 資格審査委員会，試験委員会，施設審査委員会などの実務委員会がある	認定臨床検査医委員会　9名 研修施設，指導医認定委員会　7名 受験・更新資格審査委員会　9名 （上記2つの委員会は支部代表を含む） 試験委員会　9名
研修施設指定の有無ある場合（指定方法，種別，名称など）		①認定病院：2年ごとに更新 年報提出義務がある ②登録施設：上記認定病院基準に満たないもので，大学または認定病院と連携して病理業務を行う施設．2年ごとに更新 年報提出の義務がある	研修施設 指導医および指導者の資格を含めて認定する 認定委員会→審議会 2年ごとに再審査，更新 認定料なし
指導医指定の有無ある場合資格など		なし	
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	研修年限　5年 剖検　70例以上 生検　3000例以上 細胞診の基礎能力 の経験，学力を有すること うち1年は臨床研修病院における研修を充当することができる．	5年以上の研修歴 必須学科　臨床化学　9カ月　臨床血液学　6カ月　臨床免疫血清学　6カ月　臨床微生物学　9カ月 選択学科　1年以上　病理学　細胞診断学　臨床生理学　臨床医学（内科）他
	認定方法（審査方法，試験方法，それらを受けられる資格など）	・資格審査に合格したものが受験できる ・試験は　筆答・実地・口答試験を年1回行う 手数料　30,000円	・資格審査に合格したものが受験できる ・試験は　筆答試験と実地試験 ・受験料　50,000円
	名称（最初の認定年月）	日本病理学会認定病理医（昭54．3．31）	日本臨床病理学会認定臨床検査医(昭54.12.28)
	証書の発行（合格発表方法，認定料など）	認定証を発行 会報に発表 認定料　20,000円	認定された全員に認定証を発行 会誌に発表 登録料　10,000円　更新料　10,000円
	発足に伴う過渡的措置		
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新 単位取得制 関連学会も含め，100単位以上を取得	5年毎に更新，第1回は1994年1月 単位取得制 関連学会も含め，50単位以上を取得
その他		・運営は認定病理医制度規程による ・資格審査についての細則（昭57．4．6．定） ・施設認定料なし	

表2．つづき

事項＼学会名	日本小児外科学会	（社）日本外科学会
制度の名称	日本小児外科学会認定医制度	日本外科学会認定医制度
制度の発足年月	昭54．5．18	昭54．5．29
運営担当機関名（委員構成など）	①認定医認定委員会（認定医委員会） ②認定施設認定委員会（施設委員会） 評議員会で選出 上記の2つの委員会の委員兼任は不可	専門医制度委員会　若干名 ・資格認定委員会　15名（任期1年） （地区試験委員会　必要に応じ選任） ・施設認定委員会　14名（任期1年） （地区審査委員会　44名）
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）	①認定施設：施設委員会が所定基準により認定，5年ごとに更新，年次報告書提出義務 ②認定施設(準)：所定基準により施設委員会が認定する（10年間時限法）．5年ごとに更新．年次報告提出義務 ③教育関連施設：①，②の施設より申請 施設委員会が所定基準により認定	「認定施設」 ・施設認定委員会が年1回申請書類を審査し認定する． ・認定された施設には，「日本外科学会認定医制度修練施設証」を交付する．
指導医指定の有無ある場合資格など	認定医委員会が所定基準により認定 研修施設①，②には指導医が1名以上常勤していなければならない． 所定基準：外科医15年以上，日本小児外科学会院10年以上，発表・筆頭者論文を小児外科に関し各々10回以上，別に定める臨床経験など	・認定医資格取得後10年以上認定施設またはこれに準ずる施設に勤務し，臨床外科診療に従事していること ・申請時に会員歴14年以上で研究活動をしていること ・平成6年度より施行予定
認定医関係事項　研修年限（指定コースや手続きの有無など）	(1) 認定施設①または②で小児外科の研修3年以上 (2) 外科研修通算7年以上行っていること (3) 日本外科学会の認定医の資格をもつこと（1999年までは成人一般外科研修2年以上と読みかえることができる） (4) 演者として学会発表3回以上，トップネームの論文1，その他の論文3以上 (5) 日本国医籍をもつこと	「認定施設」および認定をうけた関連施設において通算4年以上，外科臨床修練を行うこと
認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	申請資格　研修年限終了，会員歴3年で所定の業績（上記(4)をみたすこと） 筆答試験に合格していること 研修指数が200に達していること 申請方法　毎年3月31日までに申請書提出のこと	①認定医認定申請書　②履歴書　③医師免許証（写）　④認定施設における修練終了証明書　⑤診療実績表，及び業績目録の書類審査ならびに試験によって資格認定委員会が審査する （提出書類は何れも所定の用紙） 書類審査により受験資格の有無を決定し，有資格者に対しては試験（口頭試問）を実施する
名称（最初の認定年月）	日本小児外科学会認定医（昭61．10．1より）	日本外科学会認定（昭59．12）
証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定者に発行 会誌に発表 審査料　20,000円，登録料　20,000円	認定証の発行 会誌に発表 申請手数料　10,000円，認定料　40,000円
発足に伴う過渡的措置	指導医（暫定）を認定する	認定施設における指導医，認定医については，指導医および認定医に準ずるものとして規定している
認定更新制度年限，方式など	10年毎に更新，第1回目は平成8年単位取得制（関連学会も含む）	10年毎に更新，第1回目は平成11年 関連学会を含め，研修行事に5年毎に3回以上出席． ただし，満65歳以上の更新はない．
その他	認定医資格の取得は医師免許取得年度による制限はない	認定医制度規則：昭和55年度以降の医師免許取得者に適用．暫定規則：昭和54年度以前の医師免許取得者は平成6年度まで適用．但し，平成元年度までの医師免許取得者で日胸外会および日小外会の認定医は平成11年度まで適用．

表2．つづき

学会名 / 事項	日本リハビリテーション医学会	日本胸部外科学会
制度の名称	(1) 日本リハビリテーション医学会専門医制度 (2) 日本リハビリテーション医学会認定臨床医制度	日本胸部外科学会認定医認定制度
制度の発足年月	(1)昭55．6．10　(2)昭63．1．1	昭56．4．1
運営担当機関名（委員構成など）	(1) リハビリテーション医学専門医認定委員会(委員12名) (2) 認定臨床医認定委員会（委員7名）	認定医認定委員会　26名 （臓器別専門委員＋地区委員＋理事） 指定施設指定委員会　26名 （臓器別専門委員＋地区委員＋理事） 指導医選定委員会（施設指定委員会兼任）
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）	1．名称：日本リハビリテーション医学会研修施設 2．指定方法：施設長からの申請に基づき研修施設認定委員会での審査を経て理事会の承認を得る． 3．資格：専門医が常勤し，理学療法ならびに作業療法が研修できること． 4．対象：認定臨床医，専門医	委員会が審査し指定する ①指定施設：指導医常勤で実地修練が可能なこと．胸外に関する教育的作業が定期的に行われ，年間胸外手術症例　50症例以上のこと．原則として内科，麻酔科，小児科，放射線科があること（現在　275施設） ②関連施設：単独では指定施設の条件を満さないが，指定施設に関連して研修施設となる(現在　260施設)
指導医指定の有無ある場合資格など	有り：専門医が指導医となる	・認定医の認定をうけてから10年間に6年以上指定施設に勤務 ・会員歴　10年以上であること 以上の条件を満たすものを委員会で選定
認定医関係事項 / 研修年限（指定コースや手続きの有無など）	(1)専門医（コース①）：リハ医学全般を3年以上（学会歴および医師歴5年以上）および認定臨床医であること． 専門医（コース②）：リハ医学全般を1年以上（学会歴5年および医師歴10年以上）および認定臨床医であること． (2)認定臨床医：リハ医学全般を1年以上(学会歴および医師歴4年以上)	6年以上の研修
認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	(1)専門医（コース①）：資格審査と試験 専門医（コース②）：資格審査と書類審査 (2)認定臨床医：資格審査と書類審査により受験資格の有無を決定し，有資格者に筆記試験 (3)審査料　専門医：20,000円 認定臨床医：30,000円	①単位表の項目に従い，200単位以上（手術200単位以上）修得のこと ②心，大血管，呼吸器，食道に関する卒後教育セミナーに3回以上参加のこと ・①②の書類により受験資格の有無を審査し，有資格者に対して筆答試験と口答試験を実施し，合格者を認定する． ・平成2年度以降に医師になったものが本会の認定医を取得するには，日本外科学会認定医であること
名称（最初の認定年月）	日本リハビリテーション医学会 (1)専門医（昭55．8） (2)認定臨床医（昭63．5）	日本胸部外科学会認定医（昭62．8．24）
証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定証を発行　会誌に発表 認定料　(1)専門医：30,000円 (2)認定臨床医：20,000円	認定証を発行 認定医申請手数料　30,000円 認定料　30,000円
発足に伴う過渡的措置	平成6年度まで一部経過措置あり	・胸部外科学会認定医の遡り認定（経過処置）を平成3年度から実施(昭55年卒以前のもの) ・委員会が審査し，資格を与える． ・暫定指導医　403名
認定更新制度年限，方式など	10年毎に更新（5年で中間確認） 単位取得制	10年ごとに更新（規定数の学会出席） 第1回は1997年の予定
その他		・昭和56年度以降の医師免許取得者に適用 ・暫定規制による指導医の選定を平成4年度より実施（昭55年以前医師免許取得者を対象） ・平成6年度から指導医選定にも試験制度を実施予定

表2．つづき

学会名 / 事項		（社）日本整形外科学会	（財）日本眼科学会
制度の名称		日本整形外科学会認定医制度	日本眼科学会専門医制度
制度の発足年月		昭57．3．28	昭57．9．16
運営担当機関名（委員構成など）		認定医制度委員会（12名） 認定医試験委員会（9名） 地区資格認定委員会（7地区） 中央資格認定委員会(地区の正副委員長で構成)	専門医制度委員会 日本眼科学会より10名，日本眼科医会より10名，計20名で構成 (学会の委員は学会評議員会で選任．医会からの委員は医会会長の推薦)
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		・学会規定研修施設と称する ・資格認定委員会（7地区）が一次審査し，中央資格認定委員会で二次審査をし，理事長が認定する． ・2年ごとに再審査する	・卒後研修委員会が「研修施設」としての適否を審査し，理事長が認定し，「日本眼科学会専門医研修施設認定証」を交付する． ・2年ごとに更新
指導医指定の有無ある場合資格など		認定医として認定され，かつ認定研修施設に勤務するもの	卒後研修委員会で履歴などの書類審査により認定
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	・研修年限6年以上，うち3年間は認定研修施設で認定医のもとで行うこと ・研修内容は，成人・小児整形外科，整形外科的災害・救急外科，及び関連科目の修得 ・診療記録10症例の作成 ・研修期間中，主発表者として論文1編以上発表および，学術集会で1回以上発表をすること	・「研修施設」で5年以上眼科臨床を研修した者 ・基本的初期臨床研修，一般初期救急医療，眼科臨床に関する知識，技能の修得，眼科手術50例以上（内眼手術20例以上を含む）の経験 ・筆頭著者としての論文1編以上，および学会報告を演者として2報以上発表
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	・年1回申請書類および試験（筆答と口頭）によって審査し認定する ・6年以上継続している学会員で所定の研修終了したものは所定の書式により審査を申請することができる． ・書類審査料および受験料　100,000円	・試験委員会が認定試験の業務を担当し，試験は年1回行う ・所定研修終了し，学会会員，眼科医会会員であること ・受験料　20,000円
	名称（最初の認定年月）	日本整形外科学会認定医 (最初の認定は昭58．4)	日本眼科学会専門医（平成元年）
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	・中央委員会が認定した者に対し，理事会の議を経て決定する． ・学会誌に公示し，理事長が認定証を交付する 登録料　15,000円	認定証を交付 認定手数料　5,000円　登録料　10,000円
	発足に伴う過渡的措置	発足より6年間経過措置を行い，昭和63年度をもって終了	平成3年3月をもって終了
認定更新制度年限，方式など		6年毎に更新． 単位取得制（36単位以上を取得）研修会受講が原則．ただし，学会発表，学術論文その他によって研修会受講にかえることができるが，必要単位数の1/2以内とする． 第1回は平成7年3月	5年毎に更新．第1回は平成6年4月 単位取得制 生涯教育基準により100単位を取得
その他			

表2．つづき

学会名 / 事項		（社）日本耳鼻咽喉科学会	日本消化器外科学会
制度の名称		日本耳鼻咽喉科学会認定専門医制度	日本消化器外科学会専門医制度
制度の発足年月		昭58．5．20	昭59．7．18
運営担当機関名（委員構成など）		専門医制度委員会 理事長が委嘱する，委員は若干名とし，その中から常任委員をおく 総務，審査，研修の3小委員会により構成される	専門医制度委員会 暫定委員会 資格認定委員会 施設認定委員会
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		所定の研修目標を達成することを基準として，審査により「研修施設」を認可する．有効期間は3年	本学会の定めたカリキュラムに従った修練を行うための施設（認定施設）を施設認定委員会が選出し，専門医制度委員会が認定する． 有効期間は3年
指導医指定の有無ある場合資格など		制度上の指定はないが，研修施設には1名以上の専門医が常勤することが必要	本学会専門医取得後4年以上本学会の会員であり，一定の研究活動，消化器外科の臨床に従事するもの
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	・規定された研修カリキュラムに従い5年以上の研修 ・研修目標は外来，入院，検査，手術について一般教育目標と行動目標から成る ・研修記録簿に記載する	認定医：日本外科学会認定医を取得し，通算2年以上の修練を認定施設で行う 専門医：本会認定医を取得し，通算4年以上の修練を認定施設で行う
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	・試験は筆答と口頭，小論文・資格：3年以上学会正会員，所定のカリキュラムにもとづく5年以上の研修歴 ・審査料　20,000円	認定医：申請書類および試験（口頭試問）によって審査する 専門医：申請書類および試験（口頭試問ならびに筆記試験）によって審査する
	名称（最初の認定年月）	日本耳鼻咽喉科学会認定専門医 （昭58年度）	日本消化器外科学会認定医（平成3年） 日本消化器外科学会専門医（平成2年）
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定証を交付 登録料　40,000円	専門医制度委員会が認定したものに対して，会長が認定証を交付． 認定料　40,000円
	発足に伴う過渡的措置	昭和58年度より平成2年度まで移行措置を行った． 平成元年度より試験実施．	当分の間暫定指導医，暫定専門医をおく． 認定医については暫定規則による経過処置として，昭和59年までの医師免許取得者に対し，一定条件にて遡り認定審査を行う（平成元年～6年まで）
認定更新制度年限，方式など		7年毎に更新．第1回は平成3年4月実施 頭初は回数制であったが，平成3年4月より単位取得制に変更	①認定医は10年毎に更新，但し満65再に達した者は終身有効．専門医は認定更新を要する ②単位取得制：本会及び指定学会主催の学術集会・教育セミナー，日医生涯教育講座（消化器外科関連に限る）へ5年毎に5回以上出席の実績が必要．参加証などによる証明ができること
その他			

表2．つづき

事項＼学会名	日本小児科学会	日本心身医学会
制度の名称	日本小児科学会認定医制度	日本心身医学会認定医制度
制度の発足年月	昭60．4．1	昭60．6．21
運営担当機関名（委員構成など）	・中央資格委員会　20名以内（地区委員会より各2名，理事会推薦6名，医育機関出身は1/2まで） ・地区資格認定委員会（7地区）（各都道府県評議員数により3－9名，医育機関，勤務医，開業医各1/3ずつ）	・認定医制度委員会 委員長1名　委員9名 理事会において理事及び評議員の中から選出
研修施設指定の有無ある場合（指定方法，種別，名称など）	・日本小児科学会認定医研修施設　　5年毎に再審査 地区委員会及び中央委員会の審査に合致したもの 研修施設はカリキュラムを定め，その他学会の定めた基準に合致する ・研修関連施設 研修施設の指導責任者が適当と認めカリキュラムに組込まれていること	・理事会において下記の条件のすべてを具備したものを指定する 1）学会認定の指導医1名以上のいる大学，または病院 2）その指導医の所属する診療科があること
指導医指定の有無ある場合資格など	・指導責任医 常勤の認定医であり，研修施設と共に認定する．したがって個人の資格ではない．指導医は10年前後の臨床経験を有し，相当の研修実績及び指導実績を有することが求められる．	・指導医は大学付属病院で心身医学を取扱う診療科の講師以上の教員．本学会評議員，またはそれに準ずる資格者で，本学会認定医であり，理事会で認定する． ・5年以上の会員歴，5回以上の学会発表，5編以上の論文発表があること．
認定医関係事項　研修年限（指定コースや手続きの有無など）	学会に研修開始届けを提出後認定研修施設及び（または）研修関連施設において学会の定めたカリキュラムにしたがって4年以上の研修を行なうこと． 研修開始届けを提出していなければ，研修期間をさかのぼっては認められない．	・指定研修施設において常勤医の場合は3年，非常勤医の場合は5年 ・研修終了条件：1）医師歴5年以上，2）本学会会員歴3年以上，3）心身医学学会発表3回以上，4）心身医学論文3編以上，5）学会主催の講演会を受講する．6）学会指定のガイドラインにそって研修する．
認定医関係事項　認定方法（審査方法，試験方法，それらを受けられる資格など）	履歴書，会員歴（3年以上を要する），研修開始届提出証明，臨床研修記録，研究業績記録，症例要約（30症例）などを提出，症例要約の評価，面接試験，筆記試験に合格すること． 受験料：30,000円 ただし，平成2年3月31日迄に研修を開始し，平成7年3月31日までに所定研修を終了し，かつ会員歴が3年に達する者は試験が免除される．この場合は地区委員会を通して申請する．	・審査は面積試験で学会理事長の委嘱した面接委員により行なわれる． ・平成6年より筆記試験も同様に行われる ・受験資格は研修終了者で，研修施設長の研修終了証明書，指導医の推薦状を有する者． ・受験料　20,000円
認定医関係事項　名称（最初の認定年月）	日本小児科学会認定医（昭60.11．2）	心身医学科認定医（昭61．6．20）
認定医関係事項　証書の発行（合格発表方法，認定料など）	合格に基づいて，改めて申請し証書が交付される． 登録料　10,000円	・学会が証書を発行する ・審査合格者氏名を学会誌に発表 ・認定料　30,000円
認定医関係事項　発足に伴う過渡的措置		・学会歴5年以上の評議員で，支部長の推薦状を有する者および，認定医制度委員会で特に認定医と認められ，理事会で推薦された者 ・認定料　20,000円 ・昭63．6で終了
認定更新制度年限，方式など	5年毎に更新する．単位取得制：関連学会または学会の認めた研修集会（含医師会主催）に発表または出席，論文執筆，日本小児科学会誌に掲載の応募問題に応募で100単位を取得する．	5年毎に更新 単位取得制 関連学会も含み50単位以上取得すること
その他		付帯事項：研修に入る前に一般内科を1～2年，または精神科を6カ月～1年履修することがのぞましい．

表2．つづき

事項＼学会名		日本救急医学会	（社）日本産科婦人科学会
制度の名称		日本救急医学会専門医制度	日本産科婦人科学会認定医制度
制度の発足年月		昭58.11.10 昭64．1．1　改正・平4．10.28改正 平5．11.16改	昭62．1．1
運営担当機関名（委員構成など）		専門医制度委員会　7名 指導医認定委員会　7名 認定医認定委員会　11名	学会に直属する中央認定医制度委員会と都道府県に設置される地方部会認定医制度委員会により運営される．
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		①指導医指定施設および認定医指定施設を置く． ②指導医制度規則および認定医制度規則により，指導医認定委員会および認定医認定委員会が審査し，理事会および評議員会を経たのち認定する．	卒後研修指導施設 申請のあった施設を認定医制度委員会で審査し，学会が定めた基準を満たしているものを卒後研修指導施設として指定証を交付する．有効期限は5年間．
指導医指定の有無ある場合資格など		学会で認定された指導医および認定医	指導責任医 卒後研修カリキュラムの指導が可能な認定医である．個人の資格ではなく指導施設が卒後研修を実施する際の責任者として位置づけられる．
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	指導医　10年以上 認定医　3年以上	5年間 卒後研修指導施設において，指導責任医の指導下に学会の定める卒後研修カリキュラムにより研修を行う．研修終了の証明は，指導責任医が作成した研修証明書による．
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格／など）	指導医：認定医として認定され，指導医指定施設に通算10年以上勤務し，申請時において通算10年以上日本救急医学会の会員である者に対して，業績目録，指導医診療実績表等を提出させ，筆記または口頭の試験を行い，指導医認定委員会が審査する． 認定医：申請時において3年以上日本救急医学会の会員であり，認定医指定施設もしくはこれに準ずる救急医療施設において通算3年以上救急医療臨床修練をおこなった者に対して，認定医診療実績表，修練施設表等を提出させ，必要に応じて筆記または口頭試験を行い，認定医認定委員会が審査する．	認定医の認定を申請する資格 日本の医師免許を有し通算5年以上学会会員であり，かつ上記の卒後研修を終了したもの． 審査の方法 認定医制度委員会による書類審査ならびに面接試験等
	名称（最初の認定年月）	日本救急医学会指導医（昭64．1） 日本救急医学会認定医（昭60.10）	日本産科婦人科学会認定医（昭62.10．1．第1回認定が経過措置により行われた）
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	指導医認定証，指導医指定施設認定証 認定医認定証，認定医指定施設認定証 を交付する．審査料　10,000円 登録料　指導料50,000円　認定医20,000円	学会が認定証を発行する 審査料　40,000円，登録料　8,000円
	発足に伴う過渡的措置	評議員の中で救急医療で指導的役割をしている者から指導医を認定する．	昭和62年度から平成4年度までに限り経過措置が通用される．この場合の認定の審査は書類審査のみによる． 審査料　2,000円，登録料　8,000円
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新　第1回は平成5年 単位取得制 関連学会も含み，150点以上を取得	5年毎に更新 単位取得制 関連学会も含み，15回以上の出席
その他			

表2．つづき

事項＼学会名		日本消化器病学会	日本リウマチ学会
制度の名称		日本消化器病学会認定医制度	日本リウマチ学会認定医制度 財団法人日本リウマチ財団リウマチ登録医制度
制度の発足年月		昭63．4．1	登録医制度：昭61．2．　認定医制度：昭62．11．
運営担当機関名（委員構成など）		・認定医制度審議委員会　　若干名 資格認定委員会　20名（任期2年） 施設認定委員会　30名（任期2年） ・日本全国9ブロックに区分し各地区委員会若干名をおく．	(学会) 専門医制度委員会 施設認定委員会，資格認定委員会，問題作成委員会 財団 リウマチ登録医審査委員会
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		認定施設 ・施設認定委員会は毎年1回申請があった診療施設に対して所定の規準に合致した施設を認定する． ・認定された施設には，認定施設証を交付する．5年毎に更新する．	施設認定委員会 3年ごとに更新
指導医指定の有無ある場合資格など		・指導医は，認定医の資格を取得した後8年以上認定施設またはこれに準ずる診療施設に勤務し消化器病診療に従事していること．申請時に会員歴12年以上継続会員として消化器病学に関する研究活動を行っているものに限る． ・資格認定委員会において指導医の資格ありと認められたものに対し指導医委嘱状を交付する．5年毎に更新する．	・専門医制度委員会により認定 ・15年以上の会員歴と臨床リウマチ学の経験，研修施設に勤務，5年間に10以上のリウマチ学の研究業績，学会評議員 ・5年ごとに更新
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	認定された認定施設において内科計，外科系ともに一般研修（2年）後4年，または内科系は日本内科学会認定医資格取得年度から3年，外科系は日本外科学会認定医資格取得年度から2年以上，消化器病学の臨床研修を終了したもの．本会会員歴は継続4年以上を要する	登録医：リウマチ診療に5年以上従事（3項目充足） 認定医：リウマチ登録医認定施設で3年以上
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	資格認定委員会は，毎年1回申請書類および試験によって審査を行う． 認定医認定申請書，履歴書，医師免許証(写)，認定施設研修終了証明書，業績目録，指導医の推薦書，日本内科・日本外科学会認定医証(写)等の書類を提出し，書類審査および試験によって合格されたものに対して認定医証を交付する． 認定は5年毎に更新する．	登録医：リウマチ登録医審査委員会で審査し認定する 認定医：資格認定委員会で資格認定の上，試験を行い専門医制度委員会，幹事会で承認（登録医の資格を有すること）
	名称（最初の認定年月）	日本消化器病学会認定医	登録医（昭和61年8月） 指導医（昭和63年12月） 認定医（平成元年1月）
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定医証を交付 認定料　30,000円 受験手数料　15,000円	登録医登録証を交付 審査料3万円，登録料8万円 指導医／認定医　認定証を交付，審査登録料3万円
	発足に伴う過渡的措置	昭和63年4月から平成6年3月迄に経過措置が適用される．但し会員歴継続10年以上，消化器病診療に従事しているものを対象とする． 認定料は20,000円	認定医については，昭和63年より平成7年まで経過措置による認定を行う．
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新　単位取得制．関連学会も含み30単位以上を取得．第2回は1994年4月～6月申請	認定医：5年毎に更新　第1回は平成6年 登録医：3年毎に更新
その他			

表2．つづき

事項＼学会名		日本アレルギー学会	日本泌尿器科学会
制度の名称		日本アレルギー学会認定医・認定専門医制度	日本泌尿器科学会専門医制度
制度の発足年月		昭62.10.7	昭60.4.6
運営担当機関名〔委員構成など〕		認定医・認定専門医制度委員会　6名 資格審査委員会　14名 試験問題作成委員会　18名 教育研修委員会　15名　（任期2年）	専門医制度審議会　委員24名（任期2年） 地区委員会（7地区）　委員83名（任期2名）
研修施設指定の有無ある場合〔指定方法／種別／名称など〕		〔認定教育施設〕 申請された書類に基づき，規約に準拠して資格審査委員会が審査し，制度委員会，理事会の議を経て認定する．5年ごとに更新する． 認定された施設には「日本アレルギー学会認定教育施設認定証」を交付する．	「教育施設」(942) 毎年1回申請された書類を所定の基準により地区委員会の判定に基づき審議会が審査し決定する．5年ごとに更新する． 認定された施設には「日本泌尿器科学会専門医制度教育施設認定証」を交付する．
指導医指定の有無ある場合資格など		・申請時に本学会認定専門医で，アレルギー学について15年以上の経験と認定教育施設に常勤しアレルギー診療に従事していること ・最近5年間にアレルギー関係の学会発表10回以上，学術誌への論文発表5編以上 ・資格審査委員会が審査し，制度委員会，理事会の議を経て「日本アレルギー学会認定指導医（専門分野明記）認定証」を交付する ・5年ごとに更新する	・泌尿器科専門医であること ・10年以上学会員で，泌尿器科の臨床と研究を活発に行い，専門医の育成能力を有すること ・申請書類を地区委員会で判定後，審議回で認定し「指導医認定証」を交付する． ・5年ごとに更新する
認定医関係事項	研修年限〔指定コースや手続きの有無など〕	(1) 認定医：認定時引続き5年以上本学会の会員であること (2) 認定専門医：認定時引続き2年以上本学会認定医であること． ・本学会教育施設において，指導医のもので，所定のカリキュラムに従ったアレルギー学の臨床研修が通算7年以上，又は認定医取得後2年以上に達するもの．	・「専門医教育施設」において5年以上専門医のための研修目標に従い修練すること． ・教育プログラムの参加ならびに学術発表の総計50単位以上を取得すること． ・更新時は5年間で前項に準じて総計50単位以上を取得すること． ・単位は，単位認定申請を審議会が審議し本学会教育委員会が決定する．
	認定方法〔審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など〕	(1) 認定医：申請書類審査により受験有資格者を対象に試験 (2) 認定専門医：①各臨床分野での学会認定医．専門医資格またはそれと同等以上の資格を取得していること．②申請書類審査による受験有資格者を対象に試験． (3) 認定希望者は，申請書類に審査料を添えて学会に提出する． 審査料は(1)(2)と共に20,000円	・提出書類は次の通り． ①認定申請書，②診療実績，③教育研修記録 ④専門医資格試験合格証明書 ・地区委員会で検討し，審議会で認定する．
	名称〔最初の認定年月〕	(1) 日本アレルギー学会認定医(平1.4.1) (2) 日本アレルギー学会認定専門医(平3.4.30) (3) 日本アレルギー学会認定指導医(平3.4.30)	日本泌尿器科学会専門医(昭60.4.1)―過渡期 日本泌尿器科学会専門医(平3.1.1)
	証書の発行〔合格発表方法／認定料など〕	認定証を交付 認定医　　：認定料　50,000円 認定専門医：　〃　　30,000円	認定証を発行　， 学会誌に発表 審査料　10,000円，認定料　15,000円 更新時審査料　5,000円
	発足に伴う過渡的措置	(1) 認定医はすでに終了． (2) 認定専門医は，平成10年4月30日まで申請書類のうち，①認定施設での研修終了証明書，②指導医の推薦書を省くことができる．	
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新．同時認定更新：専門医→認定医．指導医→専門医→認定医を自動的に同時更新する． 単位取得制：関連学会を含む	専門医・指導医とも5年毎に更新． 研修単位取得制：関連学会も含む
その他			

表2．つづき

学会名 / 事項		（社）日本消化器内視鏡学会	日本気管食道科学会
制度の名称		日本消化器内視鏡学会認定専門医制度	日本気管食道科学会認定医制度
制度の発足年月		旧認定医制度　昭55．6．1 現制度　昭62．6．1	昭63．9．1
運営担当機関名（委員構成など）		専門医制度中央審議会（22名）と全国9支部の委員会（各6～14名）により運営される．	日本気管食道科学会認定医制度委員会 委員　29名　相談役　3名
研修施設指定の有無ある場合（指定方法，種別，名称など）		認定医養成のために学会で認定した指導施設（平成6年1月末　358施設）	学会評議員の勤務する施設ならびに関連する病院
指導医指定の有無ある場合資格など		各指導施設における認定専門医に委嘱，但し指導医は認定専門医の資格取得後2年以上かつ継続本学会会員として10年以上のものとする．	学会評議員（認定医）に依頼
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	認定医：卒後5年以上指導施設において消化器内視鏡教育法に準拠した研修プログラムにより研修したもの 認定専門医：認定医資格取得後3年以上指導施設またはこれに準ずる施設において診療に従事し豊富な学識，経験と指導能力をもつもの	「資格」 本学会会員歴が申請時引続き5年以上の医師で，次の認定基準3項目の全てを満たすもの． 「認定基準」 1．本学会所定のガイドラインに従って，気道・食道領域の基礎科学または臨床科学について履修したもの． 2．本学会所定の単位を取得したもの． 3．本学会評議員2名の推薦を得たもの．
	認定方法（審査方法，試験方法，それらを受けられる資格など）	〔申請書類〕 ①申請書②履歴書③医師免許証（写）④継続会員証明書⑤診療実績表⑥業績目録⑦研修証明書⑧推薦書（但し認定専門医は③⑦省略）により支部および中央において審議する （平成7年度より，認定医試験施行予定）	学会の定める認定医申請書類． A申請書B履修歴C取得単位申告書D推薦状（学会評議員2名の署名）の提出に基づき，認定医資格審査委員会が審査し，理事会ならびに評議員会の承認を得る． 審査料　10,000円
	名称（最初の認定年月）	日本消化器内視鏡学会認定医（昭56．12．1） 日本消化器内視鏡学会専門医（昭62．12．1）	日本気管食道科学会認定医（昭63．11．10）
	証書の発行（合格発表方法，認定料など）	会誌に発表 登録料　認定医　20,000円 認定専門医　12,000円	認定証の交付，会報に発表 認定料　30,000円
	発足に伴う過渡的措置		本学会会員歴が申請時引続き5年以上の医師で，学会の定める認定基準を満たすもの． 審査料　10,000円　認定料　30,000円 移行処置としての認定医の申請有効期限は，平成5．6．30まで．
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新（認定専門医のみ） 単位取得制　関連学会を含み，50単位以上を取得 認定専門医の第1回更新は平成4年	・5年毎に更新，単位取得制ただし，満65歳以上の更新はない． ・第1回目は平成5年3月受付開始
その他			

表2．つづき

学会名 / 事項		（社）日本肝臓学会	日本老年医学会
制度の名称		日本肝臓学会認定医制度	日本老年医学会認定医制度
制度の発足年月		昭63．9．1	平元．4．1
運営担当機関名（委員構成など）		・認定医制度審議委員会　若干名 資格認定委員会，施設認定委員会 ・認定医制度地区審議委員会　60名 地区資格認定委員，地区施設認定委員 ・試験委員会　若干名	認定医制度審議会　若干名 資格認定委員会 施設認定委員会 日本全国9ブロックに区分し，各地区委員会 委員若干名を置く
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		認定施設 ・施設認定委員会は毎年1回申請があった診療施設に対して所定の基準に合致した施設を認定する． ・認定された施設には，認定施設証を交付する．5年毎に更新する．	・施設認定委員会は，毎年1回申請があった診療施設を審査し，所定の基準に合致した施設を認定する ・認定された施設には，認定施設証を交付する．5年毎に更新する．
指導医指定の有無ある場合資格など		申請に基づき，審議会で審査し委嘱する． ・指導医は，認定医の資格を取得した後7年以上認定施設またはこれに準ずる診療施設において，勤務医として肝臓病の診療に従事しているもので，申請時に継続12年以上本学会会員として肝臓病学に関する研究活動を行っているものに限る．5年毎に更新する．	・資格認定委員会において認められたものに対し指導医委嘱状を交付する．5年毎に更新する ・認定医の資格を取得した後，8年以上認定施設またはそれに準ずる診療施設に勤務し，老年者の診療に従事していること．
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	・2年間の一般研修後，本学会の認定施設において別表の研修カリキュラムに従って，5年以上の肝臓病学の臨床研修を要する． ・研修登録手続きを必要とする．	・認定施設において，日本内科学会認定医資格もしくは日本外科学会認定医資格あるいはこれらに準ずる資格を取得後3年以上規定のカリキュラムに従って，老年病学臨床研修を終了したもの，かつ申請時に継続4年以上本学会の会員であるものを受験有資格者とする． ・研修開始の際に登録を要する．
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	・認定委員会による書類審査並びに試験による．ただし，このうち少なくとも1年は規則に定める認定施設において研修を行うことを要する． ・申請時に継続5年以上本学会の会員であるもの． ・本学会認定医研修カリキュラムに従って，5年以上の肝臓学の臨床研修を終了したもの． ・日本消化器病学会認定医の資格を有するもの ・認定試験合格者	・認定医の申請期限は毎年4月30日 ・認定試験は毎年1回筆記試験で行う ・認定試験受験希望者は，認定医認定申請書，履歴書，医師免許証(写)，認定施設研修終了証明書，診療実績表，業績目録（学会出席証書を含む），指導医の推薦書，日本内科・日本外科学会認定医認定証あるいはこれらに準ずる資格認定証の写し，などの書類を審議会に提出する
	名称（最初の認定年月）	日本肝臓学会認定医 1989年4月1日	日本老年医学会認定医
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	・認定医証の交付 ・認定料　30.000円	・認定医証の交付 ・審査料　10,000円 ・認定料　30,000円
	発足に伴う過渡的措置	・過渡的措置は平成6年3月に終了する． ・会員継続10年以上で，肝臓の診療に従事しており，肝臓病に関する研究業績を有するものを対象とする． ・認定医で評議員またはこれに準ずるものに過渡的措置による指導医を委嘱する． ・認定料は20,000円	①会員歴10年以上で，別に定める申請用紙を提出したものを理事会で承認して，暫定的に認定医とする． 審査料　10,000円，認定料　20,000円 この措置は平成6年3月までに終了する ②評議員またはこれに準ずる者に暫定的に指導医を委嘱する．但し認定施設の常勤者またはこれに準ずるものに限る
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新．第1回は1994年4月 単位取得制 関連学会を含み，30単位以上を取得	5年毎に更新．第1回は1995年4月予定 単位取得制：関連学会を含み，50単位以上を取得 更新審査料　20,000円
その他			

表2．つづき

事項＼学会名		日本血液学会	日本胸部疾患学会
制度の名称		日本血液学会認定医制度	日本胸部疾患学会認定医制度
制度の発足年月		平元．4．1	平元．4．5
運営担当機関名（委員構成など）		血液学会認定委員会（以下認定委員会） （担当理事2名＋医師である評議員11名）計13名 任期2年　再任可（但し，半数は2年毎に改選）	・認定医制度審議会　若干名 1）資格審査委員会 2）施設審査委員会 ・全国8支部に地区委員会をおく（当面は本部処理）．
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		認定委員会で指定した教育病院．教育関連病院以下指定研修施設．	施設審査委員会は毎年1回申請があった診療施設に対して所定の基準に合致した施設を認定する．呼吸器病床として常時20床以上，指導医1名，認定医2名以上のもとで所定のカリキュラム実施可能が基本． 5年ごとに更新する． 名称は認定施設（現在　内科系292，外科系113）
指導医指定の有無ある場合資格など		研究施設に常勤の会員で下記の基準を満たすものを施設より申請，認定委員会で審査 資格 ①血液学会認定医 ②日本血液学会会員で，会員歴連続5年以上 ③論文：筆頭者である血液臨床に関する論文（総説，症例報告を含む）5編以上 ④医籍登録後10年以上	・認定医の資格取得後8年以上認定施設，またはこれに準ずる診療施設に勤務し，指導的立場で呼吸器病診療に従事し，かつ研究活動を行っているもの．会員歴連続12年以上 ・資格審査委員会で，所定の申請書類にもとづき審査し，理事会へ推薦する． 現在の指導医数　内科系　592名 外科系　160名
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	内科又は小児科の認定医取得後，臨床血液学を指定研修施設で2年以上研修	・内科系は内科学会認定医取得後3年以上，外科系は外科学会認定医取得後2年以上，認定施設において所定のカリキュラムを終了したものを受験有資格者とする．一般研修（2年）終了者にも便法を講ずる． 研修開始に当っては登録を要する．
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	試験　年1回筆答（MCQ） 受験資格（①～④のすべてを満たす者） ①日本血液学会会員で，会員歴連続3年以上 ②認定医（内科又は小児科の） ③指定施設における2年以上の臨床血液学の研修 ④血液臨床に関係した筆頭者としての学会発表又は論文2以上	・資格審査委員会にて書類審査し，研修終了と認めたものを受験有資格者とする． ・認定医認定申請書，医師免許証（写），認定施設研修終了証明書，診療実績表，指導医の推薦書および内科・外科学会認定医認定証を有するものはその写しなど． ・認定医試験（ペーパー・テスト）年1回（夏期） ・審査料　10,000円
	名称（最初の認定年月）	血液学会認定医	日本胸部疾患学会認定医（内科系，外科系で異なる）認定試験は平成3年8月開始
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定証を発行 日血会誌に発表	・認定医証を発行，日胸疾会誌に公表 ・認定料　30,000円
	発足に伴う過渡的措置	過渡的措置は平成4年1月終了	・会員歴10年以上で，この間引続き呼吸器診療に従事しているもの ・（暫定）認定医認定申請書（履歴，発表業績リストを含む）．発表業績を証明する文書のコピーなどで審査する． ・平成6年4月30日まで毎年1回行う． ・審査料　10,000円，認定料30,000円 指導医，認定施設にも過渡的措置を講ずる．
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新 単位取得制 関連学会を含み，50単位以上取得	5年毎に更新．第1回：平成6年11月に予定 単位取得制 日本医学会総会および関連学会の出席を含む
その他			

表2．つづき

学会名 / 事項		（社）日本循環器学会	（社）日本糖尿病学会
制度の名称		日本循環器学会認定循環器専門医制度	日本糖尿病学会認定医制度
制度の発足年月		平元．4．1	平元．4．20
運営担当機関名（委員構成など）		専門医制度委員会　12名	中央認定委員会（理事会より4名，7支部より指導医各1名以上を選出） 支部認定委員会（7支部所属の指導医により構成） 試験委員会（理事会より2名，7支部より若干名を選出）
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		(1) 循環器研修施設：①循環器系病床が常時30床以上，②循環器専門医2名以上が常勤し，③指定研修カリキュラムの履修が可能なこと (2) 研修関連施設：①循環器系病床が常時15床以上で(1)施設と連携を有し，②循環器専門医1名以上が常勤し，③(1)施設と連携して研修カリキュラムの一部を受持つことが可能なこと	年1回所定の申請書類を中央認定委員会が審査，認定し，理事長が理事会の議を経て認定教育施設証を交付する． 更新期間5年
指導医指定の有無ある場合資格など		なし	当学会在籍10年以上で学術評議員経験があり，その他の条件を全て満足した者の申請書類を年1回中央認定委員会が審査，認定し，理事長が理事会の議を経て指導医認定証を交付する． 更新期間5年
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	本学会が指定する研修施設または研修関連施設において，別に定める研修カリキュラムに基づいて3年以上（関連施設は6年以上）研修 研修開始時の手続きは不要	一般研修2年後，当学会認定教育施設において，3年以上の期間にわたって糖尿病臨床研修を行う．
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	認定試験は毎年1回筆記試験で行う 受験資格は，受験申請時に ① 継続6年以上の会員歴を有する会員であること ② 日本内科学会認定内科医，もしくはこれと同等と認められた学会認定医であること ③ 指定された循環器研修施設で所定の研修カリキュラムに基づいて3年以上研修した者 注：研修関連施設（上記欄の(2)の施設）での研修期間は循環器研修施設での研修の1/2として計算する	中央認定委員会が申請者の所定書類を審査し，受験資格について審査する．これによって有資格者となった者が，試験委員会の作成した認定医試験を受験できる． 中央認定委員会が認定医試験合格者を決定，合格証を出す．理事長は合格証を取得した者に対して理事会の議を経て認定証を発行する． 申請書類，認定医認定申請書，履歴書，医師免許証(写)，認定教育施設研修終了証明書，症例記録表，業績目録，指導医の推薦書，日本内科学会または日本小児科学会認定医認定証（写）
	名称（最初の認定年月）	日本循環器学会認定循環器専門医（経過措置によるもの1990年度，試験によるもの1991年度）	日本糖尿病学会認定医（1989.12）
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定証を発行 審査料　20,000円，認定料　30,000円	認定証を発行 会誌に発表 申請料　10,000円　認定料　20,000円
	発足に伴う過渡的措置	経過措置は1994年3月終了	発足より1995年度まで過渡的特別措置が適用される． 中央認定委員会が申請者の所定提出書類の審査を行う． 申請料　10,000円，認定料　20,000円
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新　第1回は1995年4月 単位取得制（5年間で40単位） 関連学会を含む	5年毎に更新 単位取得制 関連学会を含む
その他			

表2．つづき

学会名 / 事項		（社）日本内分泌学会	日本大腸肛門病学会
制度の名称		日本内分泌学会認定内分泌代謝科（内科，小児科）専門医制度	日本大腸肛門病学会専門医制度
制度の発足年月		平2．4．1	平元.11.
運営担当機関名（委員構成など）		専門医認定部会 その下に内科小委員会，小児科小委員会をおき今後他科の内分泌専門医制度か発足した時にはそれぞれに小委員会をつくる．	専門医制度委員会 （各分野を代表する委員12名） 資格認定委員会 （各分野及び各地区を代表する委員12名）
研修施設指定の有無ある場合（指定方法，種別，名称など）		とくに指定していない	申請資格：本学会専門医制度規則の定める条件を満たしていること． 認定方法：登録申請書により資格認定委員会がその適否を審査し，専門医制度委員会が認定し，理事長が委嘱する． 名称：日本大腸肛門病学会専門医修練施設（通称　認定施設） 有効期間：5年 その他：関連施設を含む
指導医指定の有無ある場合資格など		とくに指定していない	申請資格：本学会評議員及び会員歴10年以上の専門医，又は専門医取得後4年以上． 認定方法：臨床経験及び学会活動などを考慮し，指導医申請書により資格認定委員会がその適否を審査し，専門医制度委員会が認定し，理事長が委嘱する 有効期間：5年
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	7年間内分泌代謝疾患の診療に従事しているもの	本学会の認定施設において通算6年以上の修練を行っているもの．あるいは日本外科学会または日本内科学会の認定医で，その後本学会の認定施設で通算3年以上の修練を行っているもの．
	認定方法（審査方法，試験方法，それらを受けられる資格など）	基幹科目の認定医（専門医）認定証を有し種々内分泌代謝疾患計50例以上の臨床経験を有し，内分泌代謝疾患臨床に関する学会発表，又は，論文発表が5編以上あり少なくとも2編は筆頭者であるものに対し試験を行って認定する． 審査料　20,000円	日本国医師免許証を有し，継続5年以上本会会員で，下記の書類を提出した者に対して口頭試験を行う． ①専門医認定申請書 ②履歴書 ③日本国の医師免許証（写） ④認定施設における修練終了証明書（日本外科学会あるいは日本内科学会認定医はその証明書（写） ⑤診療実績および業績目録
	名称（最初の認定年月）	日本内分泌学会内分泌代謝科（内科）（小児科）専門医（平成3年6月）	日本大腸肛門病学会専門医（平成2年7月）
	証書の発行（合格発表方法，認定料など）	専門医認定試験に合格したものに対し，理事会評議員会の議を経て専門医認定証を交付し，学会雑誌に発表する． 認定料　20,000円	資格認定委員会が審査，専門医制度委員会が認定し，理事長が認定証を交付する． 審査料　10,000円，認定料　40,000円
	発足に伴う過渡的措置	昭和57年7月迄に医師免許証取得者で8年以上内分泌代謝疾患の診療を有し，基幹学会の認定証を有し，種々内分泌代謝疾患50例以上の診療経験を有し，臨床に関する学会発表，又は，論文発表が5編あり中2編以上が筆頭者であるものに申請資格があり専門医認定部会で認定する．この経過措置は，平成7年迄とする． 審査料　10,000円，認定料　20,000円	対象は，昭和58年以前の医師国家試験合格者で， ①遡り専門医：本会々員歴が継続8年以上の者は，申請書類を審査し認定する ②遡り指導医：専門医の認定をうけ，本会々員歴が継続10年以上の者は，申請書類を審査し認定する ③この処置は平成10年までの暫定処置とする
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新 単位取得制，関連学会も含む	専門医，指導医とも5年毎に更新（但し，専門医は60歳以上の更新はない）過去5年間の診療実績，業績，学会出席等を規定の用紙に記載し提出する． 第1回更新は平成7年6月　更新料は10,000円
その他		産婦人科，外科，泌尿器科等の内分泌専門医についても至急検討する予定．	

表2．つづき

学会名 / 事項		日本核医学会	（社）日本超音波医学会
制度の名称		日本核医学会認定医制度	日本超音波医学会認定超音波専門医制度
制度の発足年月		平2．1．1	平2．2．9
運営担当機関名（委員構成など）		日本核医学会認定医審査委員会 担当理事（委員長）他委員若干名により運営される	・超音波専門医制度委員会（15名） ・超音波専門医試験委員会（46名）
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		1．医療法にもとづいて許可されたin vivoおよびin vitroの核医学検査施設があること． 2．指導者として日本核医学会認定医が常勤していること． 3．in vivo検査について，その件数が年間1,000件以上あり，かつその内容が著しく偏っていないこと． 4．認定医教育機関の指定は2年毎に更新する．	日本超音波医学会認定超音波専門医制度研修施設 ・委員会が研修施設として適当と認めた診療施設に対して，理事会の議を経て指定証を交付する ・研修施設の指定は毎年1回書類審査によって行う ・研修施設の指定は2年ごとに更新する
指導医指定の有無ある場合資格など		日本核医学会認定医であること．	・本学会認定超音波専門医であること ・10年以上継続して本会正会員であること ・本会研究発表会，世界超音波医学学術連合及びアジア超音波医学学術連合において最近5年間に10篇以上発表しており，かつ本会及び世界超音波医学学術連合機関誌に最近5年間に1篇以上の論文を発表していること ・その他の専門医制度委員会の申し合わせによる
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	受験資格は，会員歴3年以上，研修歴4年以上（うち指定教育病院で核医学の研修期間2年以上）．試験による認定医の履修内容（カリキュラム）は核医学誌28巻11号に掲載されている．	・超音波検査を行っている部門において直接深触子を用いて患者に対する超音波診断・治療を行う中で超音波指導医と共に診療を行いながら，超音波医学の基礎並びに臨床的応用の指導を受ける． ・超音波専門医の認定を受けるまでの5年間に継続して超音波診療を修練することが望ましい．
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	認定医の審査はカリキュラムにもとづいた履修内容について試験を行い認定する．	・超音波専門医認定試験は毎年1回学力試験により行う． ・申請時において5年以上継続して本会正会員であること ・日本国の医師免許を有し，医師として人格及び見識を備えていること． ・本会の指定する超音波専門医研修施設において，指導医のもとに別に定める研修要領に基づいた研修を終了していること． ・業績及び臨床研修の実績が超音波専門医制度委員会が定める基準に達していること ・受験料20,000円
	名称（最初の認定年月）	日本核医学会認定医（平成2．11）	日本超音波医学会認定超音波専門医 平成2年に経過措置，3年に認定試験で認定
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	認定証を発行する．年次総会において発表．「核医学」誌に会告として掲載．	・認定証を発行 ・「超音波医学」誌に会告として掲載 ・認定料は20,000円
	発足に伴う過渡的措置	平成4年で終了	平成2年度から行われ，平成5年度で終了
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新　第1回の更新は1995年 単位取得制：内規より50単位以上取得	5年毎に更新　第1回の更新は1995年10月 単位取得制 更新内規により100単位以上取得
その他			

表2．つづき

<table>
<tr><th colspan="2">学会名
事項</th><th>日本腎臓学会</th><th>日本輸血学会</th></tr>
<tr><td colspan="2">制度の名称</td><td>日本腎臓学会認定専門医制度</td><td>日本輸血学会認定医制度</td></tr>
<tr><td colspan="2">制度の発足年月</td><td>平2．7．18</td><td>平3．5</td></tr>
<tr><td colspan="2">運営担当機関名
（委員構成
など）</td><td>認定専門医制度委員会（委員4名）</td><td>日本輸血学会認定医制度審議会（委員10名）
審議会内に4つの委員会を置く（カリキュラム，施設選定，資格審査，試験委員会，各委員会委員若干名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">研修施設指定の有無ある場合
（指定方法
種別
名称など）</td><td>研修に足る10床以上の腎・尿路疾患病床を有し，指導医1名あるいは認定医専門医2名以上が常勤し指導体制が充分であり，本学会の研修カリキュラムに基づく研修が可能であり，今後5年間で専門医ないし指導医を1名以上育成することが可能な施設を指定する．
研修施設の指定は5年毎に更新する．</td><td>1．次の条件を備えている病院．
イ．認定医が常勤または週1回以上勤務していること．
ロ．病床300床以上．
ハ．年間血液製剤使用量が3,000単位以上．
ニ．輸血療法の検討会を開くことが可能である．
2．日本赤十字社血液センター．</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導医指定の有無ある場合
資格など</td><td>認定専門医資格取得後5年以上研修施設またはこれに準ずる施設で，腎・尿路系疾患に関する診療および研究に従事することと腎臓学会会員歴が継続して10年以上であること．腎・尿路系に関する研究業績が過去5年間で3篇以上あること．
5年間毎に更新する．</td><td>当面は過渡的措置により認定されたに認定医が指導医となる．
その後は認定医の中から順次指導医を選定していく方針．</td></tr>
<tr><td rowspan="5">認定医関係事項</td><td>研修年限
（指定コースや手続きの有無など）</td><td>本学会会員歴が継続して5年以上で内科学会認定医取得後3年以上，小児科学会，外科学会認定医取得後2年以上，泌尿器科学会専門医取得後1年以上であること．
本学会の指定する研修施設において研修カリキュラムに基づく研修を3年以上行っていること．
専門医資格審査申請書，履歴書，指定研修施設の研修終了証明書，および前記学会認定医あるいは専門医認定証の写し．</td><td>1．日本国の医籍登録後7年以上を経ていること．
2．申請時において5年以上継続して日本輸血学会会員であること．
3．認定医制度指定施設において，認定医カリキュラムを修了していること．
4．学術論文，学会口演等の業績発表により，認定申請の資格審査基準に必要な単位を取得していること．</td></tr>
<tr><td>認定方法
（審査方法
試験方法
それらを受けられる資格
など）</td><td>毎年1回申請書類を審査し，適格者について資格試験を行う．
資格試験は，主として筆答試験とし，組織写真・図表なども使用する．
申請方法．試験の施行日などは毎年本学会会誌に公示する．</td><td>書類審査：別に定める認定申請資格審査基準単位を充たさなければならない．
試験：筆記，口頭，実技試験を行う．
審査申請料＋受験料　30,000円</td></tr>
<tr><td>名称（最初の認定年月）</td><td>日本腎臓学会認定専門医（平成3年）</td><td>日本輸血学会認定医（平成4年）</td></tr>
<tr><td>証書の発行
（合格発表方法
認定料など）</td><td>合格者は会誌に掲載し，証書は日本腎臓学会が発行する．
審査料　30,000円
認定料　20,000円</td><td>登録原簿に登録，学会誌に発表
登録料　30,000円</td></tr>
<tr><td>発足に伴う過渡的措置</td><td><table><tr><th></th><th>昭和48年3月までの卒業生</th><th>昭和48年4月から58年3月までの卒業生</th></tr><tr><td>○○学会認定医・専門医</td><td>取得したもの</td><td>取得したもの</td></tr><tr><td>本学会会員○○○して</td><td>6年以上</td><td>5年以上</td></tr><tr><td>腎臓病に関する臨床試験</td><td>10年以上</td><td>5年以上</td></tr><tr><td>腎臓学に関する学術発表，論文</td><td>1編以上</td><td>2編以上</td></tr></table>審査料は30,000円，認定期間は平成3年1月から平成7年までの5年間とする</td><td>昭和55年3月までに医籍登録され本学会々員歴10年以上のもの．また評議員，名誉会長，名誉会員，特別会員のいずれかであること．
業績目録とそれを証明するものにより審査する．
認定医登録料　30,000円，当面発足から3年間</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定更新制度
年限，方式など</td><td>5年毎に更新　第1回は1996年4月
単位取得制
関連学会も含む</td><td>・5年毎に更新．第1回は平成8年9月
・単位取得制
・登録更新料　20,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td></td><td></td></tr>
</table>

表2．つづき

学会名 / 事項		日本人類遺伝学会	（社）日本産業衛生学会
制度の名称		日本人類遺伝学会・臨床遺伝学認定医制度	日本産業衛生学会専門医制度
制度の発足年月		1991年4月1日	1992年4月1日
運営担当機関名（委員構成など）		日本人類遺伝学会・認定医制度委員会 委員：梶井　正(委員長)，黒木良和，浜口秀夫，日暮　真，福嶋義光，辻　省次，新川詔夫	専門医制度委員会：7名 出題部会：5名，試験部会：7名 審査部会：5名，研修部会：5名
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		指導責任医，指導医の在籍，カリキュラム等を参考として委員会が指定 研修施設・関連施設	なし 但し，指導医が実地指導できる事業場であること．
指導医指定の有無ある場合資格など		指導医の資格：①認定医であること．②会員歴5年以上，③医師歴10年以上，④遺伝医学に関係した筆答者としての原著論文が5編以上ある者	指導医の資格基準：会員歴10年以上で，かつ以下の条件を満たしたもの① 専門医の資格取得後実務経験5年以上，② 産業保健に関する十分な研究実績があること，③ 産業保健分野における教育・指導経験がり，専門医になるための研修に関する指導能力があること
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	研修年限：3年 研修開始後3カ月以内に研修開始届を提出 研修施設における研修を原則とする（基礎分野における研修を1年に限り算入することを認める）	1．臨床研修修了後産業医実務研修3年以上，研修手帳に記載されたカリキュラムに基づき指導医の下で行う． 2．産業医学に関する体系的基礎研修． 200時間を標準とする研修ガイドラインが発表されている．
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	恒久制度： ① 研修施設（またはその関連施設）において臨床遺伝学の研修を3年以上行った者 ② 申請時に継続して3年以上本学会会員である者 ③ 遺伝医学に関係した筆頭者としての論文または学会発表が2つ以上ある者 ④ 試験委員会による試験を実施する	受験資格 ①学会員歴5年以上，②医師免許取得後5年以上，③産業医学に関する体系的基礎研修を修了，④指導医の下での産業医実務研修3年以上，⑤研究発表1回以上． 資格審査合格者に対し筆記試験，口答試験 資格審査料：10,000円 受験料：10,000円　　計20,000円
	名称（最初の認定年月）	日本人類遺伝学会・臨床遺伝学認定医	日本産業衛生学会専門医
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	証書を発行 Jpn J Hum Genet に発表	試験合格者は専門医名簿へ登録　登録手数料30,000円 認定証の交付
	発足に伴う過渡的措置	1991年4月1日～1994年3月31日の間は経過措置（暫定制度）として審査方式により認定 審査料：20,000円	・専門医の経過措置は行わない． ・指導医の経過措置は制度施行から5年間施行する
認定更新制度年限，方式など		経過措置により，1991年4月～1994年3月31日の間に認定した認定医は1998年3月31日まで有効．以後5年毎に更新する．	研修手帳を用いて，必要単位数の生涯研修：認定更新期間　5年 更新手数料　10,000円
その他			

表2．つづき

学会名 / 事項	日本呼吸器外科学会	日本小児神経学会
制度の名称	日本呼吸器外科学会専門医制度	日本小児神経学会認定医制度（暫定制度）
制度の発足年月	昭和63年6月10日	平成3年6月1日
運営担当機関名（委員構成など）	専門医制度委員会　委員長（理事）＋委員8名 次の委員会をもつ 資格認定委員会　委員長含め委員6名 施設認定委員会　委員長含め委員9名 2つの委員を兼ねることはできない	認定医審査委員会 担当理事3名と全国を7つに区分した地区からの委員15名で構成．委員長は委員の互選，任期は2年．再任は妨げないが，連続2期4年を限度とする．
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）	専門医修練施設指定条件 ①呼吸器疾患を扱う総合病院又は呼吸器疾患を主な対象とする専門病院で，②呼吸器外科臨床20床あるいは呼吸器外科手術数年間50例以上，③専門医が常勤し，④研修教育行事が定期的に開かれ，⑤呼吸器外科病床10床以上あるいは呼吸器外科手術数年間25例以上の認定関連移設での修練が可能であること．認定期間3年・専門医修練施設証を交付する．	暫定制度ではとくに指定していない．
指導医指定の有無ある場合資格など	・指導医制ではなく専門医という． ・資格などは下記の通り．	暫定制度ではとくに指定していない．
認定医関係事項　研修年限（指定コースや手続きの有無など）	認定施設にて修練カリキュラムに従い，通算12年以上の修練と所定の手術経験数を有し，所定の業績の基準を満たし，継続12年以上本会会員であること 研修関係書類：診療実績，病歴抄録および業績目録	認定必要条件 (1)現在小児神経疾患の診療に従事し，5年以上本学会の会員歴を有すること． (2)最近5年間に自ら診療した小児神経疾患患者40名分のリスト． (3)所定の推薦状． (4)最近の5年間に所定の事項についての得点の合計が15点以上であること． (5)日本小児科学会，日本神経学会，または関連学会の認定医であること．またはこれら認定医と同等と審査委員会が認めた場合．
認定医関係事項　認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	・申請書類および試験によって専門医としての適否を審査する ・手術経過例の診療実績および病歴抄録と業績目録を基に，口頭試問にて試験を行う ・申請料：50,000円	書類審査 (1)申請書 (2)履歴書（医師免許証のコピー） (3)小児神経疾患患者リスト概要 (4)認定必要条件の得点を証明する書類 上記書類に審査料20,000を添えて申請する．
認定医関係事項　名称（最初の認定年月）	呼吸器外科専門医（最初の認定は1995年6月）	日本小児神経学会認定医（平成4年6月10日）
認定医関係事項　証書の発行（合格発表方法／認定料など）	会長と専門医制度委員会が認めたものに対して認定証を交付する． 認定料　50,000円	認定証を発行，研修手帳交付． 学会誌に発表 認定料　10,000円
認定医関係事項　発足に伴う過渡的措置	対象者：1987年度の呼吸器外科経験年数10年以上で所定の業績基準によって選出された評議員であり，専門医制度委員会・理事会が承認したものに暫定専門医証を交付する 審査料：50,000円 措置実施期間：最初の専門医が認定されるまで	
認定更新制度年限，方式など	専門医は5年毎に診療実績・病歴抄録および業績目録を申請書類に添えて専門医制度委員会に提出し審査を受ける 更新年限は10年とする	5年毎に更新 単位取得制：65歳以上は単位は不要． 更新審査料　10,000円
その他		平成8年以降をめどに認定医試験制度を準備中である．

表2．つづき

学会名 事項		社団法人日本東洋医学会	
制度の名称		日本東洋医学会専門医認定制度	
制度の発足年月		平成元年5月27日（第40回総会）	
運営担当機関名（委員構成など）		専門医制度委員会　委員長他19名 ・下部機関：下記事項の3つの小委員会 総務：2名，研修：2名，認定：2名 ・各8地区に委員長，副委員長，委員をおく	
研修施設指定の有無ある場合（指定方法／種別／名称など）		現在検討中　施行細則第14条 (1)専門医制度委員会が指定研修施設を指定する (2)指定研修施設は細則第13条に定める指導医を置かなければならない (3)指定研修施設が指導医の変更を要する場合は速やかに委員会の承認を得なければならない (4)指定研修施設は研修カリキュラムの実施が不可能となった場合，本会に研修施設指定証を返還しなければならない (5)研修施設の指定は5年毎に更新する	
指導医指定の有無ある場合資格など		以下の基準により会長が本会専門医の中より委嘱する (1)本会役員評議員経験者で，研修及び学術教育事業の指導が可能なもの (2)その他委員が特に認めたもの (3)指導医の委嘱は5年毎に更新する	
認定医関係事項	研修年限（指定コースや手続きの有無など）	我が国の医師免許証を有し，通算5年以上本会会員で，申請時に以下の配点により通算7点以上取得していること ①学会主催学術教育事業への参加：1点，②同事業における発表1演題：1点（筆頭演者のみ），③本学会雑誌掲載論文：筆頭者：2点，共同研究者5名まで：1点 過渡的措置　平成6年度申請：5点以上	
	認定方法（審査方法／試験方法／それらを受けられる資格など）	・毎年1回　認定試験（平成7年度申請から） ・以下の書類を委員会へ提出し，認定試験で所定の成績をえなければならない． (1)専門医認定申請書，(2)履歴書，(3)医師免許証写し，(4)審査料：5,000円，(5)専門医資格認定申請のための点数7点以上取得を証明するもの，(6)東洋医学的治療が有効であった10症例の臨床報告書，(7)指定研修施設での研修，東洋医学に関する学術的著述については委員会が別に定める基準に従って考慮する	
	名称（最初の認定年月）	日本東洋医学会認定専門医 （最初の認定：平成2年4月）	
	証書の発行（合格発表方法／認定料など）	合格者は改めて登録申請を行い，認定証が交付される 合格者名，登録者名は本会「専門医通信」にて発表される 登録料　50,000円	
	発足に伴う過渡的措置	平成6年申請までは書類による審査	
認定更新制度年限，方式など		5年毎に更新 単位取得制：本学会および関連学会に発表または出席，本学会主催セミナーに出席，論文執筆などで80単位を取得する．75歳以上は単位は不要． 更新審査料　30,000円	
その他			